

BDFに関する地方税法の手続

- ・BDF100%を使用する場合
→ 地方税法において必要な手続はありません。
- ・BDFに石油(軽油、灯油、重油等)を混ぜて使用する場合
→ 事前の承認手続と軽油引取税の申告納付が必要です。

1 事前の承認手続(地方税法第700条の22の2)

BDFに軽油等の石油を混ぜて製造した燃料(以下「石油混和 BDF」といいます。)の性状により以下のように手続が異なります。県に対して事前に申請を行い、下記のうち該当する承認を得た後に、石油混和 BDF を製造してください。

- (1) 石油混和 BDF が「軽油」に該当する場合 → 軽油の製造承認
- (2) 石油混和 BDF が「軽油」に該当しない場合
 - ① 石油混和 BDF を製造した者が自動車の燃料として消費する場合
→ 燃料炭化水素油の消費承認
 - ② 石油混和 BDF を製造した者が自動車の燃料として他人に譲渡する場合
→ 燃料炭化水素油の譲渡承認



他に気を付けることはありますか？

- ・ 地方税法の規定により、軽油引取税の取締り及び保全のため、上記の承認を受けられないことがあります。
- ・ 承認を得ずにBDFを製造、使用などする行為に対しては、刑罰が規定されています(地方税法700条の22の3)。

※ 用語の解説

(i) 軽油

地方税法の「軽油」とは、次の規格のすべてに該当する炭化水素油をいいます(地方税法700条の2①I、地方税法施行令56条)。炭化水素油とは、炭素と水素のみからなる各種の炭化水素化合物を主成分とする混合物で、常温(15℃)、常圧(1気圧)において油状のものをいいます。

ア 比重	15℃において 0.8017 を超えて 0.8762 まで
イ 分留性状90%留出温度	267℃を超えて 400℃まで
ウ 残留炭素分	0.2%以下
エ 引火点	130℃以下

(ii) 燃料炭化水素油

炭素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、常温(15℃)、常圧(1気圧)において液状のものをいいます。

2 軽油引取税の申告納付

(1) 事前の承認を得ている場合

→ 石油混和 BDF のうち BDF 分に軽油引取税が課税されます。

(2) 事前の承認を得ていない場合

→ 石油混和 BDF 全量に軽油引取税が課税されます。

※ 軽油分については軽油引取税が二重に課税されることになります。



いつまでに、どのような方法で税を納めればいいですか？

- 石油混和BDFを譲渡又は消費した月の翌月末までに、県に軽油引取税の納付申告書を提出し、軽油引取税を納付してください(地方税法第700条の10、第700条の14)。
- 軽油引取税は、専用の納付書を使い最寄りの金融機関で納付できます。

3 軽油の製造者の報告義務

石油混和 BDF が「軽油」に該当する場合には、軽油の製造に関する事実について報告の義務を負います(地方税法第 700 条の 22 の 5)。この報告の義務を怠る行為に対しては、刑罰が規定されています(地方税法第 700 条の 24)。

以上の手続に関する詳しい内容については、
熊本県税事務所、又は、最寄りの地域振興局の税務課へお尋ねください

お問い合わせ先

熊本県税事務所課税第一課 (所管:熊本市)	TEL:096-352-4111	(代表)
宇城地域振興局税務課 (所管:宇土市、宇城市、下益城郡)	TEL:0964-32-2111	(代表)
玉名地域振興局税務課 (所管:玉名市、荒尾市、玉名郡)	TEL:0968-74-2111	(代表)
鹿本地域振興局税務課 (所管:山鹿市、鹿本郡)	TEL:0968-44-2111	(代表)
菊池地域振興局税務課 (所管:菊池市、合志市、菊池郡)	TEL:0968-25-4111	(代表)
阿蘇地域振興局税務課 (所管:阿蘇市、阿蘇郡)	TEL:0967-22-1111	(代表)
上益城地域振興局税務課 (所管:上益城郡)	TEL:096-282-2111	(代表)
八代地域振興局税務課 (所管:八代市、八代郡)	TEL:0965-33-3111	(代表)
芦北地域振興局税務課 (所管:水俣市、芦北郡)	TEL:0966-82-3111	(代表)
球磨地域振興局税務課 (所管:人吉市、球磨郡)	TEL:0966-24-4111	(代表)
天草地域振興局税務課 (所管:天草市、上天草市、天草郡)	TEL:0969-22-4111	(代表)